

毎週火・金曜日発行(但休日には翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 鳥取県職員共济制度に関する条例
- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例の一部を改正する条例
- 鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県職員共济制度に関する条例をここに公布す

る。

昭和三十六年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県職員共济制度に関する条例

(互助会)

- 第一条 職員は、その相互救済を図るため、この条例の定めるところにより互助会を組織することができる。
- 2 この条例において「職員」とは、次の各号に掲げるもの(臨時又は非常勤のものを除く。)をいう。
 - 一 知事、副知事、出納長及び知事の事務部局の職員
 - 二 電気局の職員
 - 三 選挙管理委員会事務局の職員
 - 四 監査委員及び監査委員事務局の職員
 - 五 人事委員会の委員及び人事委員会事務局の職員
 - 六 議会事務局の職員
 - 七 地方労働委員会事務局の職員
 - 八 海区漁業調整委員会事務局の職員

- 九 教育長、教育委員会事務局の職員及び教育委員会
の所管に属する学校以外の教育機関の職員
- 十 県立学校の教職員
- 十一 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法
律第三百三十五号)第一条に規定する市町村立学校の
教職員
- 十二 警察職員

(組織)

- 第二条 互助会は、前条第二項第一号から第八号までに
掲げる職員、同条同項第九号から第十一号までに掲げ
る職員及び同条同項第十二号に掲げる職員ごとにそれ
ぞれ組織するものとする。
- 2 互助会は、規約をもつて次の各号に掲げる事項を定
めなければならない。
- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 会員に関する事
- 四 互助会の組織に関する事

- 五 互助会の事業に関する事
- 六 会計及び監査に関する事
- 七 その他互助会の事業執行に関して必要な事
- 3 前項の規約を制定し、又は改廃しようとするときは、
あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(事業)

- 第三条 互助会は、第一条第一項の目的を達成するため、
規約の定めるところにより職員の被扶養者の病氣又は
負傷に関して、医療給付を行なうものとする。
- (掛金及び補助金)
- 第四条 互助会の事業は、職員の掛金、県の補助金その
他の収入によつて運営する。
- 2 県は、互助会に対し、毎年度予算の範囲内で補助金
を交付することができる。
- (監督)
- 第五条 知事は、互助会の事業を監督し、必要な報告を
求めることができる。
- (委任)

第六条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条
例をここに公布する。

昭和三十六年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一
月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正す
る。

第二条に次の二号を加える。

- 十九 精神衛生鑑定医、診察立会吏員及び精神障害者
護送に従事する職員の特殊勤務手当

二十 職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当

第七条第一項中「又は児童相談所」を「精神薄弱者
更生相談所又は児童相談所」に、「及び児童福祉司」を

「精神薄弱者福祉司及び児童福祉司」に、「児童福
祉法(昭和二十二年法律第六十四号)並びに身体障害
者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を「
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、
精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)並び
に児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」に、
「育成又は更生」を「更生又は育成」に改め、同条
第二項を次のように改める。

2 前項の手当の月額は、当該職員が受ける給料月額に
百分の五を乗じて得た額とする。

第二十三条を第二十五条とし、第二十二條の次に次の
二条を加える。

(精神衛生鑑定医等の特殊勤務手当)

第二十三条 精神衛生鑑定医、診察立会吏員及び精神障
害者護送に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号

に掲げる場合に支給する。

一 精神衛生鑑定医である職員が精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号。以下本条において「法」という。)第二十七条第一項の規定に基づき診察を行なつたとき

二 職員が法第二十七条第二項の規定に基づき精神衛生鑑定医の診察に立ち会つたとき

三 職員が法第二十九条第一項の規定に基づき入院させる精神障害者を護送したとき

2 前項の手当の額は、同項各号に規定する業務に従事した日一日につき四十八円とする。

(職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当)

第二十四条 職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当は、職業訓練所に勤務する職業指導員が職業訓練に従事したときに支給する。

2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の七を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ四を第二十五条ノ六とし、第二十五条ノ三を第二十五条ノ五とし、第二十五条ノ二の次に次の二条を加える。

第二十五条ノ三 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)ニ規定スル日本医療団(以下「医療団」ト謂フ)

ノ職員(以下「医療団職員」ト謂フ)テアリタル者ニシテ医療団ノ業務ノ具ヘノ引継キニ伴ヒ県吏員等トナリタルモノニ係ル退職年金ノ基礎トナルヘキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ医療団職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年カ退職年金ニ付テ最短期給年限ニ達シタル者ノ場合ヲ除キ医療団職員トナリタル月(県吏員等ヲ退職シタル月ニ医療団職員トナリタル場合ニ於テハ其ノ翌月)ヨリ県吏員等トナリタル月ノ前月迄ノ年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル但シ其ノ年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノカ十七年ヲ超ユルコトトナル場合ニ於テハ十七年ヲ超ユル年月数ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ規定スル医療団職員トハ左ノ各号ニ掲グル職員ヲ謂フ

- 一 旧日本医療団職制ニ依ル参事、技師、副参事、書記又ハ技手タル職員

- 二 旧日本医療団施設職制ニ依ル施設ノ長又ハ医員、歯科医員、薬剤長、薬剤員、技手、看護婦

長、助産婦長、保健婦長、事務長、主事若クハ書記タル職員

県吏員等トシテノ在職年カ十七年ニ達セサル県吏員等ニシテ第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ在職年カ十七年ニ達スルコトトナルモノノ中昭和三十六年九月三十日以前ニ退職シ若クハ死亡シタル者又ハ其ノ遺族ハ同年十月一日ヨリ退職年金ヲ受クル権利又ハ遺族年金ヲ受クル権利若クハ資格ヲ取得スルモノトス

前項ノ規定ハ同項ノ規定ニ依ル退職年金又ハ遺族年金ヲ受クルニ至ル迄ニ本条例ノ規定ニ依ル退職年金又ハ遺族年金ヲ受クル権利又ハ資格ヲ失フヘキ事由ニ該当シタル県吏員等又ハ其ノ遺族ニ付テハ之ヲ適用セス

前二項ノ規定ニ依リ退職年金又ハ遺族年金ヲ受クル権利ヲ取得シタル者ノ退職年金又ハ遺族年金ハ昭和三十六年十月ヨリ之ヲ給ス但シ県吏員等ヲ退職シタル時(退職シタルモノト看做サレタル時ヲ含ム)ニ当該退職年金ヲ受クル権利ヲ取得シタルモノトセハ本条例以外ノ法令ニ依リ其ノ権利カ消滅スヘキテ

アリタル者又ハ其ノ遺族ニ付テハ当該退職年金又ハ此ニ基ク遺族年金ハ之ヲ給セス

前五項ノ規定ニ依リ新ニ退職年金又ハ遺族年金カ給セララルコトトナリタル者カ同一ノ県吏員等トシテノ在職年(医療団職員トナル前ノ公務員トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者ナルトキハ当該退職年金又ハ遺族年金ノ年額ハ当該退職一時金又ハ遺族一時金ノ金額(ソノ者カ二以上ノ退職一時金又ハ一若クハ二以上ノ退職一時金ト遺族一時金ヲ受ケタル者タルトキハソノ合算額トシ既ニ県ニ返還セラレタルモノハ控除スルモノトス以下本項ニ於テ同シ)ノ十五分ノ一ニ相当スル金額ヲ其ノ年額カラ控除シタル額トス但シ当該退職一時金又ハ遺族一時金カ県ニ返還セラレタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十五条ノ四 外国政府ノ官吏又ハ待遇官吏(以下「外国政府職員」ト謂フ)トシテ昭和二十年八月八日迄在職シ県吏員等トナリタル者ノ退職年金ノ基礎トナルヘキ県吏員等トシテノ在職年ノ計算ニ付テハ

外国政府職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年カ退職年金ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ノ場合ヲ除キ当該外国政府職員トシテノ在職年月数ヲ加ヘタルモノニ依ル但シ其ノ年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノカ十七年ヲ超ユルコトトナル場合ニ於テ八十七年ヲ超ユル年月数ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ加ヘラルル外国政府職員トシテノ在職年月数ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ十分ノ七ニ当ル年月数ヲ以テ之ヲ計算ス

前条第三項及第五項ノ規定ハ第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ依リ給スヘキ退職年金又ハ遺族年金ニ付テ準用ス

前条第四項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル前条第三項ノ場合ニ準用シ前条第六項ノ規定ハ県吏員等トシテノ在職年(外国政府職員トナル前ノ県吏員等トシテノ在職年ヲ除ク)ニ基キ退職一時金又ハ遺族一時金ヲ受ケタル者カアリタル場合ニ於ケル前三項ノ規定ノ適用ニ依リ給スヘキ退職年金又ハ遺族年金ノ年

額ニ付テ準用ス

第二条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十五号)を次のように改正する。

この条例中「退職料」を「退職年金」に、「遺族扶助料」を「遺族年金」に、「増加退職料」を「公務傷病年金」に、「別表」を「別表第一」に改める。

第一条中「鳥取県吏員等恩給条例」を「鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例」に改める。

第二条中「前条」の下に「(次条の規定の適用がある場合を含む。)」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。
(長期在職者についての特例)

第三条 退職年金又は遺族年金で、その基礎在職年に算入されている実在職年の年数が十七年(その県吏員等が昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡したものである場合に於ては、十五年)以上であるものの年額の計算については、別表第一の仮定給

料年額の欄に掲げる年額のうち別表第二の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げるものに読み替え、別表第一中「七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合においては、七九、八〇〇円を、恩給年額計算の基礎となつてゐる給料年額が六八、四〇〇円未満の場合においては、その給料年額の千分の千百六十六倍に相当する金額(一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。))を、それぞれ仮定給料年額とする。」を「七二、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三十三倍に相当する金額(一円未満の端数は、切り捨てる。))を仮定給料年額とする。ただし、その仮定給料年額が七九、八〇〇円未満となる場合においては、恩給年額計算の基礎となつた給料と他の恩給法上の公務員の俸給とが併給されていた場合において、当該恩給年額計算の基礎となつた給料の額が、これらの併給された給料及び俸給の合算額の二分の一以下であつたときを除き、七九、八〇〇円を仮定給料年額とする。」と読み替えるものとする。

別表に次のように加える。

上欄	下欄
七九、八〇〇円	八八、八〇〇円
八二、八〇〇	九一、八〇〇
八八、八〇〇	九七、八〇〇
九四、八〇〇	一〇三、八〇〇
一〇〇、八〇〇	一一一、〇〇〇
一一一、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一二三、〇〇〇	一三三、二〇〇
一三三、二〇〇	一四四、〇〇〇
一四四、〇〇〇	一五四、八〇〇
一五四、八〇〇	一六八、〇〇〇
一六八、〇〇〇	一八二、四〇〇
一八二、四〇〇	一九六、八〇〇
一九六、八〇〇	二二三、六〇〇
二二三、六〇〇	二二三、〇〇〇
二二三、〇〇〇	二三〇、四〇〇

二三〇、四〇〇	二四〇、〇〇〇
二四〇、〇〇〇	二四九、六〇〇
二四九、六〇〇	二五九、二〇〇

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

(昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した者に係る恩給についての経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に改正前の昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する条例(以下「条例第四十五号」という。)の規定を適用された退職年金又は遺族年金を受けている者については、昭和三十六年十月分以降、その年額を改正後の条例第四十五号及び昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)の規定を適用した場合の年額に改定する。

2 改正前の条例第四十五号の規定を適用された者又は改正後の条例第四十五号の規定を適用されるべき者の退職年金又は遺族年金の昭和三十六年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。
(職権改定)

第三条 前条第一項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十七号

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「新市町村建設促進法第二十条」の下に「および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項」を、「規定に基き、」の下に「知事の諮問に応じて、」を加え、「未合併町村の町村合併の推進」を「市町村の規模の適正化を図るための措置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十八号

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を

次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 筆記試験は、次の表の上欄に掲げる区分にしたがい、同表中欄に掲げる全項目及び同表下欄に掲げる項目のうちから受験者が指定する四項目(生活改良普及員資格試験にあつては、二項目)について行なう。

生活改良普及員資格試験	農業改良普及員資格試験	一 農業一般 二 農業経営 三 教育方法	一 園芸 二 畜産 三 土壌肥料 四 家畜衛生 五 飼料作物 六 農産加工 七 農業機械 八 農業土木 九 農業衛生 十 農業化学
	生活改良普及員資格試験	一 被服 二 住居 三 食生活 四 家庭教育 五 家庭管理 六 家庭物理 七 家庭衛生 八 家庭看護 九 家庭保健 十 家庭物理化学	一 育兒 二 家庭看護 三 家庭物理 四 家庭保健 五 家庭衛生 六 家庭物理化学 七 家庭保健 八 家庭物理 九 家庭衛生 十 家庭物理化学

第三条第三項中「又は農民生活」を「(生活改良普及

員資格試験にあつては、農民生活)」に改める。

第四条第一号中「学校法人自由学園最髙学部において、農業若しくは家政」を「学校法人自由学園最髙学部において、農業(生活改良普及員資格試験にあつては、家政。以下同じ。)」に、「三ヶ月以内」を「六ヶ月以内」に、「旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において、農業若しくは家政」を「旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において農業」に、「旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)により農業若しくは家政」を「旧中学校高等女学校教員検定規程(明治四十一年文部省令第三十二号)により農業」に改める。

第四条第二号中「若しくは家政」を削り、同号及び同条第三号中「又は家政」を削る。

第四条に次の一項を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は試験実施期日から起算して六ヶ月以内に卒業見込の者で、

次の表の上欄に掲げる各号の専門科目につき、それぞれ同表下欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したものは当該単位を修得する見込のあるものは同号の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専門科目	単位数
一 家政学原論	二
二 被服学、衣料学	四
三 食品学、栄養学	六
四 住居学	四
五 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	四
六 育児学、家庭看護学、衛生学	二
七 調理実習、食品加工	六
八 被服実習	四

備考 上欄の各号は、専門科目群とし、一専門科目群のうちから専門科目一又は二以上にわたつて下欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

第五条第三項中「若しくは家政」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。